

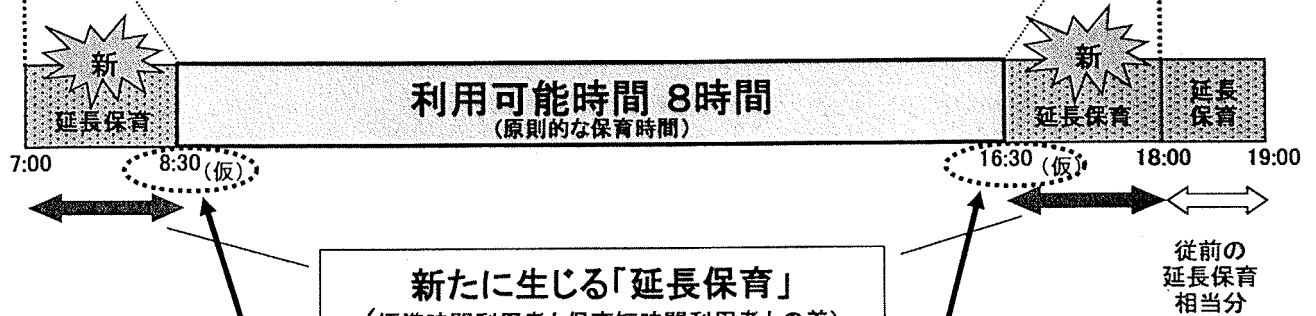
保育標準時間

※1ヶ月当たり120時間程度の就労



保育短時間

※1ヶ月当たり64時間以上の就労



利用時間は各施設ごとに「固定」することが求められる。

考え方(案)

～就労形態が利用可能時間内に
収まらないケース～

国のQ&Aに基づき、「保育標準時間」として認定する方向。

<国のQ&A>

- ①1日8時間以上の就労が常態
⇒ 市町村判断で保育標準認定とすることも可能
- ②1日8時間未満だが、勤務時間帯が利用可能時間の枠に入らない
⇒ 延長保育事業との関係も含め、考え方を整理の上、追って示す

保育料
(保育標準時間11時間)

保育料
(保育短時間8時間)

保育料は、保育標準時間と同額

(差額は1.7%相当の数百円、延長保育料を実質定額化)

～就労形態が利用可能時間内に
収まるケース～

定められた短時間認定の利用可能時間を越えた利用分については、延長保育料を徴収する。

保育料
(保育標準時間11時間)

保育料
(保育短時間8時間)

延長
保育

保育料は、保育短時間分+延長保育料
(延長保育分は、別途支払い)

左記のとおり、国から示される延長保育事業の考え方にに基づき設定する。